

調査事項に関する各委員コメントへの対応状況について（案）

1 東日本大震災について

意見

- ① 震災後の居住状況の把握
震災後の特に被災地における居住実態及び東日本大震災以外の震災における転居理由・転居状況を把握する必要があるため。
- ② 転居の理由
住宅被害・避難地域指定以外の理由での転居実態は、大震災の副次的な被害を把握する観点から重要であるが、他の調査では包括的に把握されていないため。

考え方

- ① 現住居への入居時期が平成23～25年の者のうち東日本大震災により転居した者については、「前住居」に代えて「震災前の住居」を調査することとしてはどうか。
- ② 震災を原因とする転居について把握する場合は、住居の損壊等以外の間接的な影響によるものも含めることが適当と考えられる。その場合、理由の別を調査することの要否、調査する場合の選択肢等について検討が必要。

2 家族類型等について

意見

- ① 世帯型集計区分に「子と親夫婦」、「子と片親」を追加
現行区分では、「世帯の主な働き手」が夫婦となっている場合は把握できるが、「老親と無配偶の子」、「両親と子」の区別ができないため。
- ② 「続き柄」において世帯主を調査
国勢調査の集計結果との整合がとれるようにし、世帯主年齢での分析ができるようにするため。
また、1住宅に2世帯以上が同居している場合など、国調の結果と違う観点から調査結果を精査できると考えられるため。

考え方

- ① 家族類型については、国勢調査と同じ区分で集計している。家計を主に支える者の年齢が世帯の型別の集計表から推計が可能ではないか。また、その代わりに例えば、世帯の家計を主に支える者の続き柄世代別集計を新たに行うことについては、追加集計や調査票情報の二次利用により対応することも一案。
- ② 国勢調査では世帯が適宜世帯主を決めているため、住調を国勢調査の定義に合わせて調査することは困難である。その代わりに例えば、世帯内の最高齢者の年齢階級別集計を拡大することも一案。

3 空き家の実態把握について

意見

- ① 空き家属性の把握
所有関係別の空き家属性を把握する必要があるため。

考え方

- ① 空き家（賃貸用の住宅）のうち、共同住宅と長屋建（全体の約94%）については、当該住宅の棟内の調査対象となった住宅に居住している世帯の調査票情報から、当該空き家に関する情報（所有関係）を把握するという方法も考えられるため、追加集計や調査票情報の二次利用により対応することも一案。

調査事項に関する各委員コメントへの対応状況について（案）

区分	調査事項	内容	理由	考え方
新規	世帯内要介護者数	世帯内の介護度別の要介護者数	高齢化に対応した住宅施策の基礎資料として、住宅特性別の要介護者数の把握が必要。	プライバシーに係る調査事項であり、世帯の忌避感が懸念される。 また、要介護認定者は厚労省、地方自治体等が把握しており(例えば国民生活基礎調査)、住宅側から把握するより認定者側からのアプローチが効率的と思われる。
	持家のローン返済額と残年数	持家のローン返済額とローンの残年数	借家の場合と比べて、持家居住世帯の住居費に関する情報が少なく、世帯の住居費負担と住宅特性との関連性の把握に支障をきたしているため。	住宅ローンのみならず関連項目(返済期間、返済額、購入(資産)額、貯蓄残高等)とセットで把握することで有用な分析が行えるが、記入者負担は増大する。 また、世帯に高い忌避感を与える調査事項であり、当該事項が調査に与える影響(調査票の回収率低下等)も非常に大きい。 なお、全国消費実態調査において住宅ローンを把握し、住宅の所有関係や年間収入との集計表を作成しているなど、一定程度把握されている。

【第3回研究会資料】

新規	就業者数	外部で就業している人の人数	共稼ぎか否かは世帯の住宅立地や住宅需要への影響が大きいと考えられるため実態の把握が必要。	国勢調査や全国消費実態調査で一定程度把握されている。
	震災関連	<p>転居先の住宅が仮設住宅であるかどうか</p> <p>選択肢:「仮設である」、「仮設ではない」。更に、「一度仮設に住んだが、現在は住んでいない」があると望ましい。</p>	<p>調査時は震災の約2年後となるが、仮設住宅の利用はある程度残るものと推測され、その数・空間分布は復興の進行度合いのひとつの目安となると考えられるため。戸建て・共同住宅などの区別は問9で尋ねているが、仮設住宅であるかは判断できない。(恐らく、現状の質問票の場合、仮設は公営賃貸住宅に含まれる。)</p> <p>もしくは、問9「持ち家か、借家かなどの別」の選択肢に「仮設住宅」を加えると言う対応もあり得る</p>	仮設住宅は地方公共団体等で把握している情報から把握が可能。
	空き家の存在階数	共同住宅に空住戸があった場合の当該住戸が存在している階(5階建ての3階等)	空き家の有効利用を考えるうえで、エレベーターが無い場合は高齢者用の住宅としての利用可能性は当該住戸の階数によって影響されるため。	空き家の階数については、出入りの変化が多く見られ、ストックとしての有用な結果が得られないと思われることから、結果の広い利用が見込まれないと思われる。

【第3回研究会資料】

	所有関係集計区分の「持家」を「持家(戸建、長屋建)」「持家(共同建等)」に細分。「民営借家(非木造)」を「民営借家(非木造・分譲住宅)」「民営借家(非木造・その他)」		マンション(区分所有集合住宅)の増加にともない、これらの住宅型居住世帯の特性把握が必要であるため。また、分譲マンションの賃貸化が進行しており、今後のマンションの維持管理を考えるうえでその居住者特性の把握が必要なため。	住宅の所有の関係と建て方別の集計表から持ち家の建て方別住宅数の把握は可能。 また、民営借家の構造別区分についても分譲住宅を持ち家と考えれば集計表から把握は可能。
名称・区分変更等	修繕積立金	住居費の把握、マンション管理の状況を把握するため、修繕積立金の金額を知りたい。	今後、マンション管理および建て替え問題が社会問題化すると考えられる。	持ち家の共同住宅に限定された項目となり、調査実施上あまり効率的でない。 また、修繕積立金は、共同住宅内の個々の世帯が額を決めることでもなく、世帯の住居選択に当たって特に重要な事項とも思えないため、世帯に調査するより、マンション管理組合や管理会社等への調査が有効と思われる。
	台所、トイレ、浴室	専用か共用かが知りたい 給湯 暖冷房	設備水準の把握は、住宅事情の基本的な項目として、継続して捕捉する必要がある。 さらに、住宅水準の向上にともなって、給湯、シャワーや暖冷房などの設備水準を捕捉する段階にあるのではないか。	台所については要望等を踏まえ調査する予定。 また、給湯、冷暖房は、世帯において住宅の設備か家電製品かの明確な判断が実査上困難。

【第3回研究会資料】

<p>名称区分変更等</p>	<p>台所の型 水洗トイレの有無 洋式トイレの有無 洗面所の有無</p>		<p>住宅水準の指標としての役割は終了しており、別の観点からの必要性が見出せない場合は必要性は薄いと考えられる。</p>	<p>住宅の質的把握の観点から今後の結果利用が見込める可能性があるため、台所についてのみ調査する予定。</p>
<p>必要性が低い</p>	<p>居住室数</p>	<p>— せめて、OLDK などとしてはどうか。</p>	<p>床面積を訊いているので、不要。 食堂・居間の扱いが曖昧なので、寝室数(あるいは居間や食堂以外の室数)としたらどうか。</p>	<p>居住室数は住宅の質的水準を測定するために用いられ、国際的に住宅の規模を比較する指標の一つとしても重要な項目のため、現行の項目を維持することとしたい。</p>
<p>と思われるもの</p>	<p>高齢者等のための設備</p>	<p>選択肢を簡略化してもいいのではないか。</p>	<p>住宅のバリアフリー化の状況を把握することが目的だとしたら、手すりの位置がどこかによって、バリアフリー化の段階がわかるとは思えない。 このデータは、どの程度分析に用いられているのか。</p>	<p>住生活基本計画におけるバリアフリー化基準と連動しており、現行の項目で記入上の支障はないと考えられるため、現行の項目を維持することとしたい。</p>